

第1章 都市計画マスタープランの概要



本章では、都市計画マスタープランの役割や位置づけを明らかにするとともに、計画策定の背景や計画の構成を示します。

1

都市計画マスタープランとは

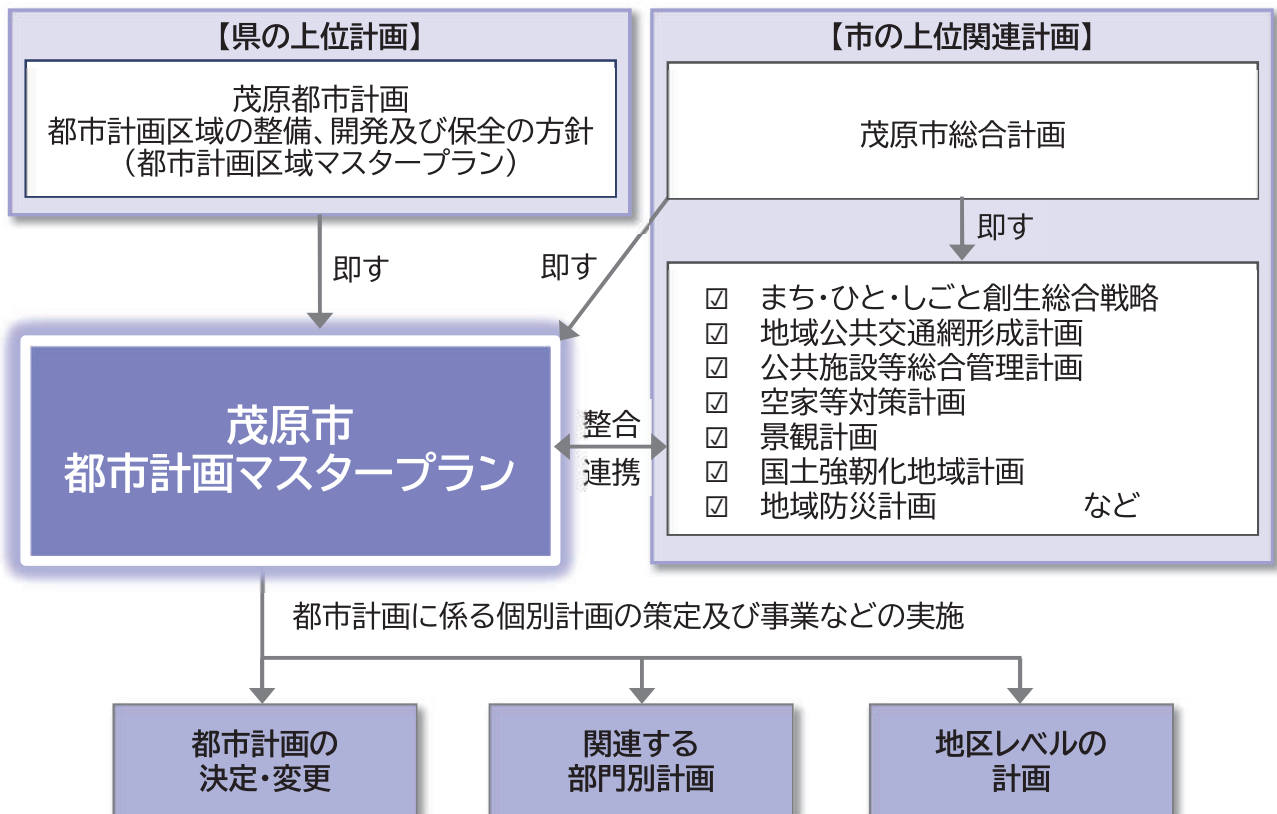
(1) 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものであり、長期的な視点に立った都市づくりの方針を示すことを目的とした計画となります。都市計画マスタープランは、主に次のような役割を担っています。

- 実現すべき具体的な都市の将来ビジョンを示します。
- 具体的な都市計画の決定・変更する際の指針となります。
- 都市づくりに係る各分野を横断する体系的な指針となります。
- 都市づくりを担う多様な主体と共有するためのビジョンとなります。

(2) 都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、県が定める「茂原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(茂原都市計画区域マスタープラン)」や市の最上位計画となる「茂原市総合計画」に即し、その他の都市づくりに係る分野別計画との整合・連携を図りながら、将来像や都市計画に係る施策・方針などを定めま



(3) 計画策定の背景

本市では、平成14年に都市計画に関する基本的な方針となる「茂原市都市計画マスタープラン」を策定し、その後、平成24年7月に計画の部分改定を行いながら、計画で掲げた各種方針に基づいて、都市づくり施策を進めてきました。

一方で、計画策定後も、人口減少や少子高齢化の更なる進展など、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、全国的にも集約型都市構造への移行を見据えた「コンパクト・プラス・ネットワーク」による都市づくりへの転換が進められるなど、都市計画に求められる役割は大きな転換期を迎えています。

これまでの茂原市都市計画マスタープランは、令和12年度を目標年次としていましたが、令和2年度に中間目標年次を経過し、更には本市の最上位計画となる「茂原市総合計画」が令和3年度からスタートしたことなどをを受けて、現在の都市づくりの状況や将来の見込みを踏まえ、かつ都市計画運用指針に沿って、これから求められる都市づくりの方向性を示した新たな計画として全面的な見直しを行いました。

(4) 対象区域と計画期間

《対象区域》

- 本計画の対象区域は『茂原市全域』とします。

《計画期間》

- 本計画の計画期間は、都市計画運用指針で示されている通り、計画全体の将来像としては概ね20年先を見据えて設定することとしますが、目標年次は『令和5年度から令和14年度までの10年間』とし、短期・中期的に取り組むべき都市づくりの方向性を示す計画として策定します。

茂原市都市計画マスタープランは、以下の6つの章立てで構成します。

第1章 都市計画マスタープランの概要

- ☑ 都市計画マスタープランの役割や位置づけを明らかにするとともに、計画策定の背景や計画の構成を示します。

第2章 茂原市の現況と課題

- ☑ 国内における都市づくりに係る社会潮流や上位計画での位置づけ、茂原市を取り巻く現況を整理・分析し、これから対応が求められる都市づくりの主要課題を示します。

第3章 都市づくりの基本理念

- ☑ 本計画の全体を通しての目標となる将来都市像や将来人口、都市づくりのテーマとともに、その実現に向けて茂原市が目指すべき将来都市構造を示します。

第4章 全体構想(分野別方針)

- ☑ 市全域を対象に「土地利用」、「交通体系」、「水と緑」、「都市環境」、「安全・安心」の5つの分野ごとに、これからの茂原市が目指す都市づくりの方針を示します。

第5章 地区別構想

- ☑ 全体構想(分野別方針)を踏まえ、市域を「新治・本納・豊岡」、「東郷」、「二宮・豊田」、「茂原」、「五郷・鶴枝」の5地区に区分し、地区ごとの特性や課題に応じたこれからの都市づくりの方向性を示します。

第6章 都市づくりの実現に向けて

- ☑ 計画で掲げた将来都市像の実現に向けて、各主体の役割分担や具体的な都市づくりのイメージ、計画の進行管理のあり方など、これからの都市づくりの進め方の方向性を示します。